



佐賀県公報

平成19年
3月22日
(木曜日)
第12881号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

| | | |
|---|-------------|----|
| ○生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定 | (一三三・地域福祉課) | 一 |
| ○生活保護法に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定 | (一三四・) | 三 |
| ○生活保護法に基づく介護予防を担当させる機関の指定 | (一三五・) | 三 |
| ○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 | (一三六・) | 七 |
| ○生活保護法に基づく指定介護機関の休止 | (一三七・) | 七 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 | (一三八・長寿社会課) | 七 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 | (一三九・) | 八 |
| ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 | (一四〇・) | 八 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業所の所在地の変更 | (一四一・) | 九 |
| ○公有水面埋立てに関する工事の竣工認可 | (一四二・農山漁村課) | 九 |
| ○道路の区域の変更 | (一四三・道路課) | 二〇 |
| ○道路の供用開始 | (一四四・) | 二〇 |
| ○道路の区域の変更 | (一四五・) | 二〇 |
| ○道路の供用開始 | (一四六・) | 二〇 |
| ○字の区域の変更 | (一四七・市町村課) | 二 |
| ◎指定金融機関等の指定の一部改正 | (一四八・会計課) | 二 |
| ○建築基準法に基づく道路の位置の指定 | (建築住宅課) | 二 |
| ○平成十九年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施 | () | 三 |

訓令 甲

◎佐賀県職員宿舍規程の一部改正

(三・総務法制課) 三

選挙管理委員会事項

◎選挙運動及び政治活動取扱規程の一部改正

(告示・一七) 三

◎佐賀県議会議員又は佐賀県知事選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部改正

() ・一八) 二四

○ 告 示

◎佐賀県告示第百三十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年三月二十二日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十九年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社メデカジャパン

所在地 埼玉県鴻巣市天神三丁目六百七十三番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 さがケアセンターそよ風

所在地 三養基郡上峰町大字坊所字大塚千五百二十三番地五十三

サービスの種類 認知症対応型共同生活介護

二 (一) 指定年月日 平成十八年十月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社大延建設

所在地 唐津市湊町千百三十五番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホームだんらん

| | |
|--|--|
| <p>六 (一) 所在地 唐津市湊町千百三十三番地三 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護 指定年月日 平成十八年十一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人啓心会 所在地 鳥栖市原町六百七十番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスけいしん 所在地 鳥栖市飯田町六十九番地一 サービスの種類 通所介護</p> <p>四 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社リンク 所在地 唐津市神田二千二十九番地二</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 からつメデイカル 所在地 唐津市神田二千二十九番地二 サービスの種類 福祉用具貸与</p> <p>五 (一) 指定年月日 平成十九年一月十日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社千歳 所在地 佐賀市駅前中央三丁目十五番三号 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスちとせ 所在地 佐賀市駅前中央三丁目十五番三号 サービスの種類 通所介護 指定年月日 平成十九年一月一日</p> | <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 社会福祉法人春陽会 所在地 佐賀市鍋島町大字蛸久千三百十三番地</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 通所介護春庵 所在地 佐賀市鍋島町大字蛸久千三百十三番地 サービスの種類 通所介護</p> <p>七 (一) 指定年月日 平成十九年一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 社会福祉法人春陽会 所在地 佐賀市鍋島町大字蛸久千三百十三番地</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 社会福祉法人春陽会特別養護老人ホーム春庵 所在地 佐賀市鍋島町大字蛸久千三百十三番地 サービスの種類 短期入所生活介護</p> <p>八 (一) 指定年月日 平成十九年一月二十二日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社ナオン 所在地 福岡市西区西浦字川フケ千三十八番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスうりずん 所在地 唐津市二夕子二丁目二番二十九号 サービスの種類 通所介護</p> <p>九 (一) 指定年月日 平成十九年三月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社介護サービスセンターよしもと 所在地 佐賀市神野西四丁目三番三号</p> |
|--|--|

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスセンターよしもと神野西

所在地 佐賀市神野西四丁目三番三号

サービスの種類 通所介護

十 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人好古堂

所在地 鳥栖市高田町二百十番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホームすむのさと

所在地 鳥栖市高田町二百五番地一

サービスの種類 認知症対応型共同生活介護

十一 (一) 指定年月日 平成十九年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人心会

所在地 伊万里市黒川町塩屋二百二十七番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 唐津こころ歯科

所在地 唐津市浜玉町東山田千三十二番地十四

サービスの種類 居宅療養管理指導

◎佐賀県告示第百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年三月二十二日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十八年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有会社社千寿園

所在地 佐賀市北川副町大字光法千五百九十三番地一

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 居宅介護支援事業所ぴゅあ・らいふ

所在地 小城市小城町六百十七番地八

二 (一) 指定年月日 平成十八年十一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人啓心会

所在地 鳥栖市原町六百七十番地一

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 けいしん居宅介護支援センター

所在地 鳥栖市飯田町六十九番地一

◎佐賀県告示第百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年三月二十二日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会

所在地 唐津市二夕子三丁目百五十五番地四

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 唐津市社会福祉協議会訪問介護呼子事業所

| | | | |
|--|---|---|--|
| <p>五 (一) 所在地 唐津市呼子町呼子二千二百四十六番地 サービスの種類 介護予防訪問介護 指定年月日 平成十八年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会 所在地 唐津市二夕子三丁目百五十五番地四</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 唐津市社会福祉協議会訪問介護七山事業所 所在地 唐津市西町打上三千八十一番地 サービスの種類 介護予防訪問介護 指定年月日 平成十八年四月一日</p> | <p>四 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会 所在地 唐津市二夕子三丁目百五十五番地四</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 唐津市社会福祉協議会通所介護七山事業所 所在地 唐津市七山滝川千三十六番地一 サービスの種類 介護予防通所介護</p> | <p>三 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会 所在地 唐津市二夕子三丁目百五十五番地四</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 唐津市社会福祉協議会訪問介護七山事業所 所在地 唐津市七山滝川千三十六番地一 サービスの種類 介護予防訪問介護</p> | <p>二 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会 所在地 唐津市二夕子三丁目百五十五番地四</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 唐津市社会福祉協議会訪問介護七山事業所 所在地 唐津市西町打上三千八十一番地一 サービスの種類 介護予防訪問介護</p> |
| <p>八 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 医療法人啓心会 所在地 鳥栖市原町六百七十番地一</p> | <p>七 (一) 指定年月日 平成十八年十一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 医療法人啓心会 所在地 鳥栖市原町六百七十番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 デイサービスけいしん 所在地 鳥栖市飯田町六十九番地一 サービスの種類 介護予防通所介護</p> | <p>六 (一) 指定年月日 平成十九年一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 株式会社メデカジャパン 所在地 埼玉県鴻巣市天神三丁目六百七十三番地</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 さがケアセンターそよ風 所在地 三養基郡上峰町大字坊所字大塚千五百二十三番地五十三 サービスの種類 介護予防認知症対応型共同生活介護</p> | <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会 所在地 唐津市二夕子三丁目百五十五番地四</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 唐津市社会福祉協議会通所介護鎮西事業所 所在地 唐津市鎮西町打上三千八十一番地 サービスの種類 介護予防通所介護</p> |

| | |
|---|--|
| <p>十一</p> <p>(一) 指定年月日 平成十九年一月十日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有会社千歳</p> <p>所在地 佐賀市駅前中央三丁目十五番三号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスちとせ</p> <p>所在地 佐賀市駅前中央三丁目十五番三号</p> | <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 グループホームけいしん</p> <p>所在地 鳥栖市飯田町六十九番地一</p> <p>サービスの種類 介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>九</p> <p>(一) 指定年月日 平成十八年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有会社リンク</p> <p>所在地 唐津市神田二千二十九番地二</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ヘルパーステーションひばり</p> <p>所在地 唐津市神田二千二十九番地二</p> <p>サービスの種類 介護予防訪問介護</p> <p>十</p> <p>(一) 指定年月日 平成十八年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有会社リンク</p> <p>所在地 唐津市神田二千二十九番地二</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 からつメデイカル</p> <p>所在地 唐津市神田二千二十九番地二</p> <p>サービスの種類 介護予防福祉用具貸与</p> |
| <p>十五</p> <p>(一) 指定年月日 平成十九年一月二十二日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p> | <p>十二</p> <p>(一) 指定年月日 平成十九年一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 社会福祉法人春陽会</p> <p>所在地 佐賀市鍋島町大字蛸久千三百十三番地</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 通所介護春庵</p> <p>所在地 佐賀市鍋島町大字蛸久千三百十三番地</p> <p>サービスの種類 介護予防通所介護</p> <p>十三</p> <p>(一) 指定年月日 平成十九年一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 社会福祉法人春陽会</p> <p>所在地 佐賀市鍋島町大字蛸久千三百十三番地</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 社会福祉法人春陽会特別養護老人ホーム春庵</p> <p>所在地 佐賀市鍋島町大字蛸久千三百十三番地</p> <p>サービスの種類 介護予防短期入所生活介護</p> <p>十四</p> <p>(一) 指定年月日 平成十八年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 社会福祉法人鹿島市社会福祉協議会</p> <p>所在地 鹿島市大字納富分二千六百四十三番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスセンター吹上荘</p> <p>所在地 鹿島市大字高津原三百六十二番地一</p> <p>サービスの種類 介護予防通所介護</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 有限会社ナオン 所在地 福岡市西区西浦字川フケ千三十八番地一 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスうりずん 所在地 唐津市二太子二丁目二番二十九号 サービスの種類 介護予防通所介護 指定年月日 平成十九年三月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社介護サービスセンターよしもと 所在地 佐賀市神野西四丁目三番三号 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスセンターよしもと神野西 所在地 佐賀市神野西四丁目三番三号 サービスの種類 介護予防通所介護 指定年月日 平成十八年四月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人好古堂 所在地 鳥栖市高田町二百十番地一 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 デイサービスセンター緑寿館 所在地 鳥栖市高田町二百五番地一 サービスの種類 介護予防通所介護 指定年月日 平成十八年四月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人好古堂 所在地 鳥栖市高田町二百十番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 鳥栖市高田町二百十番地一</p> | <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 介護老人保健施設寿夢の郷 所在地 鳥栖市高田町二百五番地一 サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション 指定年月日 平成十八年四月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人好古堂 所在地 鳥栖市高田町二百十番地一 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 介護老人保健施設寿夢の郷 所在地 鳥栖市高田町二百五番地一 サービスの種類 介護予防短期入所療養介護 指定年月日 平成十八年四月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人好古堂 所在地 鳥栖市高田町二百十番地一 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 グループホームすむのさと 所在地 鳥栖市高田町二百五番地一 サービスの種類 介護予防認知症対応型共同生活介護 指定年月日 平成十九年一月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人心会 所在地 伊万里市黒川町塩屋二百二十七番地一 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 唐津こころ歯科 所在地 唐津市浜玉町東山田千三十二番地十四 サービスの種類 介護予防居宅療養管理指導</p> |
|---|---|

二十二 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人希清会

所在地 唐津市海岸通七千八百八十二番地三百六

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 訪問介護サービス岩本内科かなえ隊

所在地 唐津市海岸通七千八百八十二番地三百六

サービスの種類 介護予防訪問介護

二十三 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人希清会

所在地 唐津市海岸通七千八百八十二番地三百六

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 岩本内科デイケアセンター

所在地 唐津市海岸通七千八百八十二番地三百六

サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション

◎佐賀県告示第百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

平成十九年三月二十二日

佐賀県知事 古川 康

一 廃止年月日 平成十八年十二月一日

二 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人鶴丸会

所在地 伊万里市二里町八谷搦十三番地五

三 事業所の名称及び所在地

名称 訪問看護ステーション・ユートピア

所在地 伊万里市大川町大川野千六百四十七番地

◎佐賀県告示第百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から休止の届出があった。

平成十九年三月二十二日

佐賀県知事 古川 康

一 休止年月日 平成十八年十一月三十日

二 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有会社ヒューム

所在地 佐賀市金立町大字金立千八百五十五番地二

三 事業所の名称及び所在地

名称 居宅介護支援事業所みずき

所在地 佐賀市金立町大字金立千八百四十四番地三

◎佐賀県告示第百三十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十九年三月二十二日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十九年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社はなのわ

所在地 伊万里市大坪町甲七百四十番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスセンターながやま

所在地 伊万里市大坪町甲七百四十番地

サービスの種類 通所介護

二 (一) 指定年月日 平成十九年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社創明プロジェクト

所在地 唐津市町田二千四百四十番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ぽつかぼか・ハートケア武雄

所在地 武雄市北方町大崎二千五番地九

サービスの種類 通所介護

●佐賀県告示第百三十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定
居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十九年三月二十二日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十九年三月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社創明プロジェクト

所在地 唐津市町田二千四百四十番地一

三 事業所の名称及び所在地

名称 ぽつかぼか・ハートケア武雄

所在地 武雄市北方町大崎二千五番地九

●佐賀県告示第百四十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定
介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十九年三月二十二日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十九年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社はなのわ

所在地 伊万里市大坪町甲七百四十番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスセンターながやま

所在地 伊万里市大坪町甲七百四十番地

サービスの種類 介護予防通所介護

二 (一) 指定年月日 平成十九年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社創明プロジェクト

所在地 唐津市町田二千四百四十番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ぽつかぼか・ハートケア武雄

所在地 武雄市北方町大崎二千五番地九

サービスの種類 介護予防通所介護

三 (一) 指定年月日 平成十九年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社山中

所在地 嬉野市嬉野町大字下宿乙五百四十六番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 有限会社山中

所在地 嬉野市嬉野町大字下宿乙五百四十六番地
 サービスの種類 介護予防福祉用具貸与

●佐賀県告示第四百一十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条及び第一百五十五条の五の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成十九年三月二十二日

佐賀県知事 古川 康

| | | | | |
|---------------------------------------|----|---|-----|-----------|
| サービスの種類 訪問介護 及び 介護予防 訪問介護 | 名称 | | 所在地 | 変更年月日 |
| | 旧 | 新 | | |
| | 扇子 | 杵島郡江北町大字惣領分一八〇二番地一 杵島郡江北町大字上小田一六〇七番地三六 | | 平成一九・二・二七 |

●佐賀県告示第四百二十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事の竣工を認可した。

平成十九年三月二十二日

佐賀県知事 古川 康

一 竣工認可年月日 平成十九年三月六日
 二 竣工認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (一) 名称 唐津市
- (二) 住所 唐津市西城内一番一号
- (三) 代表者の氏名 唐津市長 坂井 俊之

三 埋立区域及び面積
 (一) 位置

唐津市鎮西町松島字白木谷三四七九番三及び三四八〇番一の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点のうち、①の地点と②の地点とを結ぶ平成八年十一月二十日付け佐賀県指令八漁港第百十四号免許に係る埋立ての埋立区域と春分・秋分の満潮位（DLプラス二・五〇メートル）における公有水面との境界線、②の地点から⑥の地点までを順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑥の地点とを結ぶ春分・秋分の満潮位（DLプラス二・五〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 唐津市鎮西町松島字白木谷三五六一番三二に設置された漁港原点（北緯三三度三五分〇六秒、東経一二九度五〇分二四秒）から、七六度一二分四一秒一七五・一〇七メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から二〇一度五七分二三秒二四・〇四四メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から一一二度〇二分三一秒四三・六〇四メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から二二度五七分一〇秒二二・七八〇メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から一一二度〇〇分一五秒一五・一一二メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から二二度五七分四八秒一二・八一〇メートルの地点
- (三) 面積 一四三八・五九平方メートル
- 四 埋立ての免許年月日及び番号
- (一) 免許年月日 平成十五年十月三十一日
 - (二) 番号 佐賀県指令十五水第七百五十六号
- 五 公有水面埋立法第二十二條第三項に規定する市町村名 唐津市

●佐賀県告示第百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その区域を表示した図面は、平成十九年三月二十二日から平成十九年四月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二十二日

佐賀県知事 古川 康

| 道路の種類 及び路線名 | 道路の区間 | | 区域 | |
|----------------|--|---|-------------|------------|
| | 前 | 後 | 幅員 メートル | 延長 メートル |
| 三瀬栗並線 県道 | 佐賀市富士町大字古場字松葉一 七四四番一地先から 佐賀市富士町大字古場字大前田 七五七番二地先まで | 後 | 五五・〇 六・二 | 五五三・八 |
| | 佐賀市富士町大字古場字松葉一 七四四番一地先から 佐賀市富士町大字古場字大前田 七五七番二地先まで | 前 | 一三・七 五・九 | 五六五・二 |

●佐賀県告示第百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その区間を表示した図面は、平成十九年三月二十二日から平成十九年四月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二十二日

佐賀県知事 古川 康

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-------------|--|-----------|
| 県道 三瀬栗並線 | 佐賀市富士町大字古場字松葉一七四四番一地先から 佐賀市富士町大字古場字大前田七五七番二地先まで | 平成一九・三・二二 |

●佐賀県告示第百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その区域を表示した図面は、平成十九年三月二十二日から平成十九年四月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二十二日

佐賀県知事 古川 康

| 道路の種類 及び路線名 | 道路の区間 | | 区域 | |
|----------------|---|---|---------------|------------|
| | 前 | 後 | 幅員 メートル | 延長 メートル |
| 一般国道 四四四号 | 鹿島市大字山浦字大野丙三二九 三番一地先から 鹿島市大字山浦字船坂丙三二六 番一地先まで | 後 | 一六五・八 一一・〇 | 三、六〇三・〇 |
| | 鹿島市大字山浦字大野丙三二九 三番一地先から 鹿島市大字山浦字船坂丙三二六 番一地先まで | 前 | 一六〇・〇 一一・〇 | 三、六〇三・〇 |

●佐賀県告示第百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その区間を表示した図面は、平成十九年三月二十二日から平成十九年四月二

その区間を表示した図面は、平成十九年三月二十二日から平成十九年四月二

十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二十二日

佐賀県知事 古川 康

| | | |
|--------------|---|-----------|
| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
| 一般国道 四四四号 | 鹿島市大字山浦字大野丙三一九三番一地从先から 鹿島市大字山浦字船坂丙三二六番一地从先まで | 平成一九・三・二八 |

◎佐賀県告示第四百七十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、伊万里市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同市長から届出があつた。

右の処分は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による認証のあつた日からその効力を生ずる。

平成十九年三月二十二日

佐賀県知事 古川 康

| | |
|-------------|---|
| 区域を変更する字の名称 | 同上に編入する区域 |
| 大川町東田代字乾鼓岳 | 大川町東田代字神林一四六八及び一四六九 |
| 南波多町古川字小豆ノ尾 | 南波多町古川字抜ノ平七九八 _一 及び八〇八 _七 |
| 南波多町古川字抜ノ平 | 南波多町古川字小豆ノ尾七六一及び七六二 れらに伴う水路の区域 七六三 並びにこ |

◎佐賀県告示第四百四十八号

指定金融機関等の指定（平成十三年佐賀県告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月二十二日

佐賀県知事 古川 康

三の表中

| | | |
|-------------|-------------|---|
| 佐賀市農業協同組合 | 佐賀県内のすべての店舗 | |
| 佐賀市中央農業協同組合 | " | " |
| 諸富町農業協同組合 | " | " |
| 富士町農業協同組合 | " | " |
| 神埼郡農業協同組合 | " | " |
| さが東部農業協同組合 | " | " |
| 佐城農業協同組合 | " | " |
| 唐津農業協同組合 | " | " |
| 伊万里市農業協同組合 | " | " |
| 佐賀みどり農業協同組合 | " | " |
| 白石地区農業協同組合 | " | " |

を

| | | |
|-------------|-------------|---|
| 佐賀県農業協同組合 | 佐賀県内のすべての店舗 | |
| 佐賀市中央農業協同組合 | " | " |
| 唐津農業協同組合 | " | " |
| 伊万里市農業協同組合 | " | " |

に改める。

○ 公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年3月22日

佐賀県知事 古川 康

| 指定番号 | 指 定 位 置 | 指 定 年月日 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|------|----------------------|---------------|----------------|------------|
| 50 | 三養基郡上峰町大字坊所字西峰2797番4 | 平成19年 3月9日 | 5.50 (5.45) | 32.98 |

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成19年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり行います。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の17第1項の規定により指定した財団法人建築技術教育普及センターが行います。

平成19年3月22日

佐賀県知事 古 川 康

1 二級建築士試験の期日及び時間

(1) 学科の試験

平成19年7月1日(日曜日) 午前10時から午後5時10分まで

(2) 設計製図の試験

平成19年9月16日(日曜日) 午前11時30分から午後4時まで

2 木造建築士試験の期日及び時間

(1) 学科の試験

平成19年7月22日(日曜日) 午前10時から午後5時10分まで

(2) 設計製図の試験

平成19年10月14日(日曜日) 午前11時30分から午後4時まで

3 試験地（二級建築士試験及び木造建築士試験）

佐賀市

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において正規の建築に関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して1年以上の実務の経験を有する者
- (2) 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者
- (3) 知事が前2号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者
- (4) 建築に関して7年以上の実務の経験を有する者
- 5 受験申込手続
 - (1) インターネットにおける受験申込
インターネットによる受験申込については、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。（申込に必要な個人情報とは、平成16年の受験番号・氏名・生年月日・学科の試験の可否である。）
 - ア 受験申込受付期間
平成19年4月1日（日曜日）から4月6日（金曜日）まで
 - イ 受付時間
受付開始日の午前10時から受付最終日の午後4時まで
 - ウ 受験申込方法
財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jia-eic.jp/>）において、必要な事項を入力し申込むこと。
 - (2) 受付場所における受験申込
ア 受付期間
平成19年4月9日（月曜日）から4月13日（金曜日）まで

| | |
|--|--|
| <p>イ 受付地 佐賀市</p> <p>ウ 受付時間 午前10時から午後4時まで</p> <p>エ 受験申込方法 受験申込書の受付は、原則として上記①の受付地に設ける受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出することにより行います。ただし、離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合は、勤務先の証明書又は住民票が添付されているもの限り、郵送による申込みを認めます。郵送の場合は、必ず書留速達によることとし、申込受付最終日までの消印のあるもので、あて先を明記し所要の郵便切手をはった受験票返送用封筒が同封されたもののみ受け付けます。</p> <p>(3) 「学科の試験」の免除の申請 「学科の試験」の免除の申請は、平成17年又は平成18年の試験の「学科の試験」(住所地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。)の合格通知書を受験申込書に添付することにより行ってください。</p> <p>6 「学科の試験」の合格発表 (1) 二級建築士試験 平成19年8月28日(火曜日)頃</p> <p>(2) 木造建築士試験 平成19年9月11日(火曜日)頃</p> <p>7 最終合格者の発表 平成19年12月6日(木曜日)頃</p> <p>8 その他 (1) 設計製図の課題は、平成19年6月13日(水曜日)頃から財団法人建築技術教育普及センター支部及び社団法人佐賀県建築士会の事務所に掲示する</p> | <p>とともに、「学科の試験」の試験場においても掲示します。</p> <p>(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出てください。</p> <p>○ 訓令 甲</p> <p>◎佐賀県訓令甲第三号 本 庁 現地機関</p> <p>佐賀県職員宿舍規程(昭和三十七年佐賀県訓令甲第十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>平成十九年三月二十二日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>受訓先中「出先機関」を「現地機関」に改める。</p> <p>第六条第一項の表中「二百六十八円」を「三百三十円」に、「六十五平方メートル」を「七十平方メートル」に、「三百二十九円」を「四百十四円」に、「三百七十八円」を「五百八円」に、「四百四十九円」を「六百五円」に、「五百六十八円」を「七百六十九円」に改め、同条第二項中「全国の家賃水準との地域差が大きいとき」を削り、「延べ面積」を「当該宿舍の延べ面積」に改める。</p> <p>第六条の第二項中「千二百五十円」を「二千四百十二円」に改める。</p> <p>附 則 この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p>○ 選挙管理委員会事項</p> <p>◎佐賀県選挙管理委員会告示第十七号 選挙運動及び政治活動取扱規程(昭和三十年佐賀県選挙管理委員会告示第百</p> |
|--|--|

八号)の一部を次のように改正する。

平成十九年三月二十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

第十二条の二中「及び参議院佐賀県選出議員選挙」を、「参議院佐賀県選出議員選挙及び佐賀県知事選挙」に改める。

第五号様式の三備考三及び四中「~~選挙区~~」の次に「及び佐賀県知事の選挙」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎佐賀県選挙管理委員会告示第十八号

佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程(平成六年佐賀県選挙管理委員会告示第三十七号)の一部を次のように改正する。

平成十九年三月二十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

題名中「ポスター」を「ポスター等」に改める。

第一条第一項中「佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例」を「佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例」に、「又は第七条」を、「第七条又は第十一条」に、「又は第八条」を、「第八条又は第十二条」に改める。

第二条第一項中「又は第九条」を、「第九条又は第十三条」に改める。

第三条中「第八条」の下に「に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者若しくは第十二条」を加え、「ポスター作成業者」を「ポスター等作

成業者」に改める。

第四条第一項中「選挙運動用自動車使用証明書」の下に「、ビラ作成証明書」を加え、「ポスター作成業者」を「ポスター等作成業者」に改め、同条第二項中「選挙運動用自動車使用証明書」の下に「並びにビラ作成証明書」を加える。

第五条第一項中「又は第九条」を、「第九条又は第十三条」に改め、「選挙運動用自動車使用証明書」の下に「、ビラ作成証明書」を加え、「ポスター作成業者」を「ポスター等作成業者」に改める。

様式第一号その二を様式第一号その三とし、様式第一号その一の次に次の一様式を加える。

様式第1号その2(第1条関係)

ビラ作成契約届出書

下記のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

平成 年 月 日

平成 年 月 日執行

佐賀県知事選挙

候補者

㊟

佐賀県選挙管理委員会

委員長 様

記

| 契約年月日 | 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 | 契約内容 | | 備考 |
|-------------|--------------------------------------|------------|------------|----|
| | | 作成 契約枚数 | 作成 契約金額 | |
| 平成 年 月 日 | (氏名) | | | |
| | (住所) | | | |
| | (TEL) | | | |
| 平成 年 月 日 | (氏名) | | | |
| | (住所) | | | |
| | (TEL) | | | |

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第二号の11「佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びボスタターの作成の公営に関する条例」や「佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びボスタター等の作成の公営に関する条例」に定める。

様式第二号の12「佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びボスタターの作成の公営に関する条例第9条」や「佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びボスタター等の作成の公営に関する条例第13条」に定める。同様を様式第二号の13「様式第二号その1の次に次の1様式を加える。」

様式第2号その2(第2条関係)

ビラ作成枚数確認申請書

下記のビラ作成枚数につき、佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

平成 年 月 日

平成 年 月 日執行

佐賀県知事選挙

候補者

印

佐賀県選挙管理委員会

委員長 様

記

- 1 契約年月日 平成 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(氏名等)
(住所)
- 3 確認申請枚数 枚

| 区 分 | 作 成 枚 数 | 左のうち確認済又は確認申請枚数 |
|-------------------|---------|-----------------|
| 前 回 までの 累 積 枚 数 ① | 枚 | 枚 |
| 今 回 の 枚 数 ② | 枚 | 枚 |
| 枚 数 計 ①+② | 枚 | 枚 |
| 備 考 | | |

- 備考 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から佐賀県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

第12881号の1「佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びボスタターの作成の公営に関する条例」や「佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びボスタター等の公営に関する条例」における。

第12881号の2「佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びボスタターの作成の公営に関する条例第9条」や「佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びボスタター等の作成の公営に関する条例第13条」における。同様を第12881号の3「同様の様式第三号その1の次に次の様式を加える。」

様式第3号その2(第2条関係)

確認番号 第 号

ビラ作成枚数確認書

佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例第9条の規定に基づき、下記のビラ作成枚数は、公職選挙法第142条第1項第3号に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

平成 年 月 日

佐賀県選挙管理委員会
委員長

印

記

- 1 平成 年 月 日執行佐賀県知事選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

- 備考 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、佐賀県に支払を請求することはできません。

様式第五号を様式第五号その二とし、様式第四号その三の次に次の一様式を加える。

様式第5号その1（第4条関係）

ビラ作成証明書

下記のとおりビラを作成するものであることを証明します。

平成 年 月 日

平成 年 月 日執行

佐賀県知事選挙

候補者

㊟

記

| | | |
|--------------------------------------|-----|---|
| ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 | 氏名等 | |
| | 住所 | |
| 作成枚数 | | 枚 |
| 作成金額 | | 円 |
| 備考 | | |

備考 1 この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。

2 ビラ作成業者が佐賀県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、佐賀県に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

130,000枚

(2) 限度額

イ 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合

7円30銭（単価）×当該作成枚数＝限度額

ロ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{365,000円 + 4円88銭 \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価} \cdots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×当該作成枚数＝限度額

様式第六号の二の二「佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びボスタターの作成の公営に関する条例」や「佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びボスタター等の作成の公営に関する条例」に定める。

様式第六号の二の二「佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びボスタターの作成の公営に関する条例第9条」や「佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びボスタター等の作成の公営に関する条例第13条」に定める。同様なる様式第六号の二の二の二の様式第六号その一の次に次の二様式を加える。

様式第6号その2(第5条関係)

請 求 書
(ビラ作成)

佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例第9条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

平成 年 月 日

佐賀県知事 様

住所

名称

氏名

㊟

(法人にあつては、代表
者の氏名)

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 平成 年 月 日執行佐賀県知事選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 銀行名、口座名及び口座番号

備考 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

2 候補者が供託物を没収された場合には、佐賀県に支払を請求することはできません。

3 この請求書には、作成したビラ見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
 申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年三月二十二日印刷及び発行
 発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
 印刷所 株古川総合印刷

別紙

請求内訳書

| 作成金額 | | | 基準限度額 | | | 請求金額 | | | 備考 |
|-----------|-----------|-------------------|-----------|-----------|-------------------|-----------|-----------|-------------------|----|
| 単価 (A) | 枚数 (B) | 金額 (A)×(B)=(C) | 単価 (D) | 枚数 (E) | 金額 (D)×(E)=(F) | 単価 (G) | 枚数 (H) | 金額 (G)×(H)=(I) | |
| 円 | 枚 | 円 | 円 | 枚 | 円 | 円 | 枚 | 円 | |

- 備考 1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。
- (1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 7円30銭
 - (2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{365,000円 + 4円88銭 \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} \dots\dots 1 \text{ 銭未満の端数は切上げ}$$
- 2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

附 則
 この告示は、公布の日から施行する。